

宿泊約款改定案 202311 HOTEL AZUMA	現 行
第1条～第4条 略	変更なし
<p>第5条（宿泊契約締結の拒否） 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 宿泊しようとする者が<u>特定感染症の患者等であるとき。</u></p> <p>(7) 宿泊に関し、<u>その実施に伴う負担が過重であって他のお客様に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として、厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。</u></p> <p>(8)～(14) 略</p>	<p>第5条（宿泊契約締結の拒否） 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>(1)～(5) 変更なし</p> <p>(6) 宿泊しようとする者が<u>伝染病者であると明らかに認められる場合。</u></p> <p>(7) 宿泊に関して<u>社会通念上必要な範囲を超える負担を求められたとき。</u></p> <p>(8)～(14) 変更なし</p>
第6条 略	変更なし
<p>第7条（当ホテルの契約解除研） 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) お客様が<u>特定感染症の患者等であるとき。</u></p> <p>(4) 宿泊に関し、<u>その実施に伴う負担が過重であって他のお客様に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として、厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。</u></p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>2～3項 略</p>	<p>第7条（当ホテルの契約解除権） 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。</p> <p>(1)～(2) 変更なし</p> <p>(3) お客様が<u>伝染病者であると明らかに認められるとき。</u></p> <p>(4) 宿泊に関し<u>社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。</u></p> <p>(5)～(10) 変更なし</p> <p>2～3項 変更なし</p>
<p>第8条（宿泊の登録） お客様は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) お客様の氏名、年齢、性別、住所<u>および連絡先</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2項 略</p>	<p>第8条（宿泊の登録） お客様は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) お客様の氏名、年齢、性別、住所、<u>職業</u></p> <p>(2)～(5) 変更なし</p> <p>2項 変更なし</p>
第9条～第20条 略	変更なし